

平成26年度第1回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

日時：平成26年6月11日（水）

審議会（全体会）終了後

場所：エスポワールいわて

小会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 部会長の選任について

(2) 部会長職務代理者の指名について

(3) その他

4 閉 会

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(平成26年6月11日)

氏名	所属及び職	摘要
青井 俊樹	岩手大学農学部 教授	
菅野 範正	(公社)岩手県猟友会 副会長兼専務理事	欠席
越谷 信	岩手大学工学部 准教授	温泉部会に出席
渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 専門学芸員	
鷹 觜 紅子	岩手県森林・林業会議 理事	
中 村 正	岩手県自然保護協会 事務局長	
朴澤 美代子	JA岩手県女性組織協議会 監事	
由井 正敏	(一社)東北地域環境計画研究会 会長	欠席
吉 田 基	(株)邑計画事務所 取締役	

10名

注) 五十音順

鳥獣保護法の改正に伴う県計画の改訂について

1 対象となる県計画

(1) 鳥獣保護事業計画

都道府県は、それぞれの地域の状況に応じ、環境大臣が定める基本指針に即した鳥獣保護事業を実施するための基本的な計画を定めることとされており、本県においても、鳥獣捕獲許可の基準等を鳥獣全般にかかる県の基本計画として策定している。

※第 11 次鳥獣保護事業計画（平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月）

(2) 特定鳥獣保護管理計画

都道府県の判断により必要に応じ、特定の鳥獣の保護管理を図る観点から、著しく個体数が増減又は分布が拡縮している場合に、当該鳥獣の長期的な保護を図るための計画を定めることとされており、本県においては、ツキノワグマ、カモシカ及びシカについて、保護管理の目標、数の調整に関する事項等にかかる基本計画として策定している。

※第 3 次ツキノワグマ保護管理計画（平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月）

※第 3 次カモシカ保護管理計画（平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月）

※第 4 次シカ保護管理計画（平成 25 年 11 月～平成 29 年 3 月）

2 鳥獣保護法改正への対応

(1) 鳥獣保護事業計画の改訂

現行の計画について、今後、法改正を受けて新たに策定される国の基本指針を反映させた改訂を行う。

(2) 特定鳥獣保護管理計画の改訂

現行の計画について、法改正により新たに設けられた「第二種特定鳥獣管理計画」に位置付け、第 3 次ツキノワグマ保護管理計画、第 3 次カモシカ保護管理計画及び第 4 次シカ保護管理計画について、今後、法改正を受けて新たに策定される国の基本指針、ガイドライン等を反映させた改訂を行う。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) の一部を改正する法律について

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県 知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。